

道路事業における条例アセスの 実施状況に関する検討

井上隆司¹・曾根真理²・山本裕一郎³・安東新吾⁴

¹国土交通省 国土技術政策総合研究所 環境研究部 道路環境研究室 主任研究官
(〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地)

E-mail:dokan@nilim.go.jp

²国土交通省 国土技術政策総合研究所 環境研究部 道路環境研究室長

³国土交通省 国土技術政策総合研究所 環境研究部 道路環境研究室 研究官

⁴国土交通省 国土技術政策総合研究所 環境研究部 道路環境研究室 交流研究員

環境影響評価(アセス)には、環境影響評価法に基づくもの(法アセス)と、各都道府県・政令市の条例に基づくもの(条例アセス)がある。国土交通省国土技術政策総合研究所環境研究部道路環境研究室は、道路事業の全ての法アセスの評価書等入手し、実施状況を把握しているが、条例アセスについてはほとんど把握してこなかった。そこで、各都道府県又は政令市の条例アセスの制度を法アセスとの比較において把握するとともに、道路事業の条例アセス(平成11年以降の42事業)の項目選定等を一覧表に整理し、条例アセスに特徴的な項目を抽出して調査・予測・評価の実施状況を分析することにより、道路事業者としての今後の対応について検討した。

その結果、法アセスの参考項目以外の項目を条例アセスの標準項目等としている都道府県・政令市が多いこと、手法が未確立で評価が困難な項目(温室効果ガス)や詳細な割に不確実性が高い手法(地下水の定量的手法)を選定している事例があること、環境以外の観点の項目(文化財)を選定している事例が多いこと、等が明らかとなり、道路事業者が条例アセスを実施する上で留意すべき点が示された。

Key Words :Environmental Impact Assessment, Prefectural Ordinance, Road Project

1. はじめに

環境影響評価(アセス)は、現在、環境影響評価法(以下、法)に基づくもの(法アセス)と、各都道府県又は政令市の条例に基づくもの(条例アセス)が実施されている。条例は、全47都道府県及び15政令市(計62団体)で制定されており、未制定は4政令市である。

道路事業の法アセスにおいては、平成23年4月現在で56事業(経過措置案件を除くと34事業)で評価書を公告・縦覧し、手続を終了している。国土交通省国土技術政策総合研究所環境研究部道路環境研究室では、道路事業の全ての法アセスについて、手続の進捗状況を把握し、アセス図書(方法書、準備書、評価書)を入手し所蔵している。それらのアセスにおいて実施されている、項目選定や調査・予測・評価について、一般的な手法として示し得るものを「道路環境影響評価の技術手法(以下、技術手法)」としてとりまとめ、道路事業者等の参考に供しているところである。

一方、条例アセスについては、その実施状況をほ

んど把握することが無かった。一部の道路事業者から、「条例アセスでは、法アセスでは通常実施しない項目選定や調査・予測・評価の手法を実施するよう求められ、事業者として対応すべきか苦慮する。」との声も聞かれるようになった。そこで、道路事業における条例アセスについて、実施状況の全体像を把握するとともに、条例アセスに特徴的な項目を抽出して具体的な実施内容を分析し、道路事業者としての対応について検討を行ったものである。

2. 条例アセスの制度(法アセスとの比較)

(1) 法と条例の関係

憲法及び地方自治法において、地方公共団体は法律に反しない範囲で条例を制定できるとされている。

法第60条では、上記の原則に基づき、条例によって、法アセスの対象事業以外の事業を対象にした条例アセスの手続(いわゆる横出し)、及び法アセスに関する地方公共団体の手続(審査会、事後調査等、いわゆる上乗せ)を制定できるとされている。

なお、法第61条では、地方公共団体のアセスに関

する施策は法の趣旨を尊重するとされている。これは、法全体の趣旨との整合が要請されるという訓示規定であり、個々の手続を個別に参照することを求めている¹⁾。実際、条例アセスの制度は、手続等は法アセスとほぼ同様だが、法アセスには無い独自の標準項目や標準手法等が規定されており、この法第61条を踏まえていると考えられる。これらの制度に関し、以下に詳述する。

(2) 手続

アセスの手続は、法、条例ともほぼ同様である。即ち、アセス実施者（道路事業者）が、アセス図書の作成・公告・縦覧を通じて、住民や地方公共団体からの意見を反映し、適切な項目選定、調査・予測・評価、環境保全措置の検討を行うというものである。

法と条例の主な相違点は、法アセスでは、評価書の作成後に、環境大臣及び免許等権者からの意見が提出され、評価書の補正が行われるが、条例アセスには無いという点である。

なお、事後調査に関する手続（計画書・報告書の作成等）が、法アセスには無い条例アセスの大きな特徴である（都道府県・政令市によっては法アセスにも上乘せ）。法改正案（平成22年3月閣議決定、国会審議中）で、法アセスにも事後調査の手続が追加予定であり、大変重要な点であるが、これについては本稿では扱わず、他の機会に譲ることとする。

(3) 対象事業

法では、アセスの実施が必須の第1種事業と、スクリーニングによりアセスの実施を判定する第2種事業が規定されている。道路事業では、第2種事業も実際は全て対象としており、その結果、概ね以下が対象となる。

- ・高速自動車国道：全て
- ・首都高等：4車線以上
- ・一般国道：4車線以上、延長7.5km以上

条例では、都道府県・政令市により様々に規定されている（表-1）。法の対象要件より小規模な、幅員の狭い又は延長の短い一般国道や、都道府県道・市町村道が対象とされている。また、対象事業に、法に無い“自動車専用道路”や“高規格幹線道路”の区分を掲げる都道府県・政令市が23団体ある。

近年、費用対効果の精査等により、完成形が4車線から2車線に見直される一般国道自動車専用道路の計画が増えている。これらは、法アセスの“一般国道4車線以上”の要件からは外れるが、都道府県・政令市によっては条例の“自動車専用道路”等の要件に該当し、条例アセスとして実施されるケースがある。

(4) 項目選定

法アセスでは、まず、基本的事項（全事業種共通の指針、環境省告示）に、アセスを行う項目として、以下の環境要素及び環境要因が示されている。

○環境要素

◇環境の自然的構成要素

- ・大気環境（大気質、騒音、振動、悪臭等）
- ・水環境（水質、底質、地下水等）
- ・土壌環境等（地形・地質、地盤、土壌等）

◇自然環境、生物多様性

- ・動物
- ・植物
- ・生態系

◇人と自然の触れ合い

- ・景観
- ・触れ合い活動の場

◇環境への負荷

- ・廃棄物等
- ・温室効果ガス等

○環境要因

- ・工事
- ・存在、供用

さらに、主務省令（事業種ごとの指針）において、上記を細分化するとともに、一般的な道路事業によって各環境要因ごとに影響を及ぼすおそれがあるとされる環境要素を「参考項目」として示している。

道路事業者は、道路事業の主務省令が示す参考項目を勘案して、個別事業の特性に応じてアセスを行う項目を選定することとされている。この際、前述の「技術手法」が参考となる。

一方、条例アセスでは、条例に基づく「技術指針」等において、法アセスの参考項目と同様の趣旨の「標準項目」等が示され、これを参考にして、個別事業の特性に応じてアセスを行う項目を選定することとされている。都道府県・政令市によって、全事業共通の標準項目等を示すにとどまる場合（34団体）と、法アセスと同様に事業種ごとの標準項目等を示す場合（28団体）とがある（表-2）。いずれの場合も、法アセスの道路事業の参考項目に無い項目を、標準項目等としていくつか示している都道府県・政令市がほとんどである。これが、道路事業者において、「法アセスでは通常実施しない項目の選定を求められる」理由の一つとなっていると考えられる。

(5) 調査・予測・評価の手法

項目選定と同様に、法アセスでは主務省令において参考項目ごとに「参考手法」、条例アセスでは技術指針等において標準項目等ごとに「標準手法」等が示されている。

道路事業者は、それらを参考して、個別事業の特性に応じて項目ごとの調査・予測・評価の手法を選定することとされている。この際も、前述の「技術手法」が参考となる。「技術手法」は、参考項目について作成されているのは勿論、参考項目以外の項目についても、道路事業で選定されることが多く一般的な手法が示し得るものについて、作成されている。

しかしながら、「技術手法」に無い項目を選定した場合は、当該項目の手法の適切性・妥当性（実施コストを含む）について、道路事業者自らがいわば一から判断することが必要となる。技術的難易度の高い手法やコストのかかる手法を行うことについて、

道路事業者は判断に苦慮することとなる。条例アセスでは、「法アセスでは通常実施しない項目の選定を求められ」、手法について苦慮する場面に遭遇することが、しばしばあるのではないかと推測される。これについて、次章で具体事例に基づいた分析を行い、道路事業者としての対応を検討する。

3. 条例アセスの実施状況

(1) 実施状況の一覧による全体像の把握

全国における道路事業の条例アセスの実施状況について、全体像の把握を行った。対象は、平成11年以降に評価書（又はそれに相当する書類）が発行された条例アセスとした。なお、平成11年以降とは、法アセス手続の開始（法の施行）後を目安とした。

条例アセスの施行状況を網羅的に把握する仕組みが存在しない中で、なるべく全数に近い事例を効率的に把握するため、環境省ホームページの環境影響評価支援ネットワーク（アセス支援ネット、<http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html>）の事例検索と、地方整備局を通じて得た国の直轄事業の情報を総合したところ、対象となる条例アセスは42事業存在した。アセス支援ネットへの事例の登録は任意で行われていると考えられ、漏れが無いとは必ずしも言えないが、同時期の法アセスの事業数（56事業で評価書を公告・縦覧）を大きく上回るような条例アセスが行われているわけではないと考えられる。

これらの条例アセスの評価書等を個別に入手し、事業名と選定された項目の一覧表の作成した（表-3）。選定された項目は、法アセスや技術手法との関係が明確となるよう、以下の観点から図-1のように分類した。

- ・技術手法が作成されている項目か
- ・（基本的事項が示す）環境要素に該当するか
- ・条例の標準項目等に該当するか

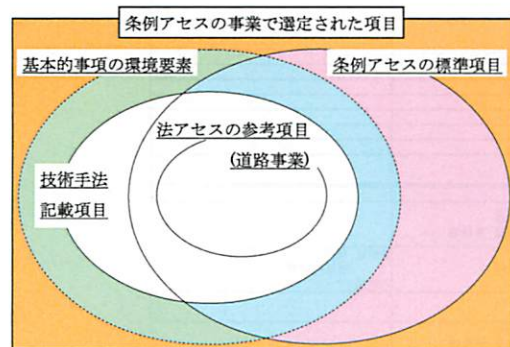


図-1 条例アセスで選定された項目の分類

技術手法が作成されていない項目の選定は、42事業で延べ199項目行われており、それらを分類したところ以下のとおりであった（表-4）。

- ・基本的事項の環境要素に該当する項目では、
 - ・条例の標準項目等が、29事業で延べ131項目（全体の約66%）選定されていた。（■）

- ・条例の標準項目等でない項目は、10事業で延べ25項目（全体の約13%）選定されていた。（■）

これらの項目で、特に多く選定されていたものは、地下水に関するもの（17事業、延べ28項目）や廃棄物（15事業、15項目）であり、そのほとんどが条例の標準項目等として選定されていた。

- ・また、温室効果ガスは、道路事業では手法が未確立であり技術手法が作成されていないが、条例アセスでは2事業で選定されていた。

- ・基本的事項の環境要素に該当しないにもかかわらず選定されている項目は、19事業で延べ43項目（全体の約22%）あった。特に、文化財に関するものが多く（16事業、延べ30項目）、そのほとんどが条例の標準項目等として選定されていた。（■及び■）

表-4 条例アセスで選定された項目（技術手法が作成されていないもの）の分類結果

		標準項目		
		設定	非設定	合計
基本的事項 の環境要素	該当	131	25	156
	該当外	35	8	43
	合計	166	33	199

(2) 条例アセスに特徴的な項目の実施内容

前節の分析を踏まえ、条例アセスに特徴的な項目として、多数の事業で選定されていた地下水、廃棄物、文化財、及び手法が未確立である温室効果ガスを抽出し、各事業における実施内容を分析して、道路事業者としての対応について検討した。

a) 地下水

トンネル等の道路構造物の工事及び存在が、地下水位やそれを利用する井戸等に与える影響等について、予測し評価するものである。

実施された17事業のうち、14事業が、帯水層の連続的な横断や多量の揚水の有無等から、影響を定性的に評価していた。

他の3事業は、地下の水収支の解析モデル等による定量的な評価を行っていた。このための費用は、現況水位の調査等も含め、1,000万～1,500万円と見積もられる。その結果、影響の有無についての予測はなされたが、地質条件等に不確実性があるため、事業の実施段階で、詳細な地盤調査等によるシミュレーションや、地下水位のモニタリングが必要とされた。これは、詳細な手法を選択する際に、その費用に見合う結果を得られるかについて十分な検討が必要であることを示唆するものである。

b) 廃棄物

法アセスの参考項目では、建設発生土及び産業廃棄物（建設汚泥、コンクリート、アスファルト、建設発生木材）を「建設副産物」として取り扱っている。建設発生土の有効利用や、産業廃棄物のリサイクルを、建設リサイクル法や廃棄物処理法等に基づき実施することにより、適切に処理しているものと

表-1 条例アセスの対象道路事業(概略)

地方公共 団体	高速自動車 国道	自動車専用道路(道路法第48条の2第1項又は第2項)				
		対象 ^{注2}	規模要件			地域による特別の規模要件
			4車線以上	2車線以上	すべての車線数	
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県	●					
秋田県						
山形県		◆	新設 改築・1km	森林地域が15km		特別地域:2車線・森林地域が10km
福島県						
茨城県		◆	新設 改築・1km			
栃木県						
群馬県						
埼玉県	●	◆	新設		拡幅	特別の地域:新設・2車線
千葉県	●	◆	新設 改築・1km			自然公園等区域:新設・2車線 改築・2車線・1km
東京都	●					
神奈川県	●	◆			新設 改築・車線増又は車道 幅員拡大4m以上	改築・車道幅員拡大1m以上 甲地域:2km、乙地域:5km
新潟県		◆	1km			特別配慮地域:4車線・1km、2車線・10km
富山県						
石川県	●					
福井県	●					
山梨県						
長野県		◆			新設 改築・1km	
岐阜県						
静岡県	●(高規格幹線道路)				新設 改築・1km	
愛知県						
三重県		◆	新設 改築・1km			特別地域:新設・2車線 改築・2車線・1km
滋賀県	●					
京都府						
大阪府	●	◆			新設 改築・車線増	
兵庫県	●	◆	新設 改築・車線増			特別地域:新設・2車線・10km
奈良県						
和歌山県	●					
鳥取県						
島根県						
岡山県		◆		すべて		
広島県						
山口県	●					
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県		◆		7.5km		
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
札幌市						
仙台市	●	◆			新設 改築・車線増・1km	
さいたま市	●	◆	改築		新設	B地域:新設 改築・2車線 C地域:すべて
千葉市		◆	新設 改築・1km			
横浜市	●	◆			新設 改築・車線増	
川崎市	●					
新潟市		◆	1km			特別配慮地域:4車線・0.6km 2車線・6km
名古屋市	●					
京都市	●					
大阪市	●	◆			新設 改築・車線増	
堺市	●	◆			新設 改築・車線増	
神戸市	●	◆		新設	改築	
広島市		◆			新設 改築・車線増・1km	
北九州市						
福岡市	●	◆			新設 改築・車線増	

注1) 上表以外の道路の区分(阪神高速道路等)を対象事業に規定している条例がある。

注2) ◆は、条例で「自動車専用道路」の区分を明示したものを表示。◆が無くても、他の区分(その他道路等)の要件に該当し、対象事業となる場合がある。

地方公共 団体	一般国道			県道・市道等又は道路一般		
	● : 対象	規模要件		● : 対象	規模要件	
		4車線以上	2車線以上		4車線以上	2車線以上
北海道	●	10km (5~10km)		●	10km (5~10km)	
青森県	●	10km (5~10km)		●	10km (5~10km)	
岩手県	●	(5~7.5km)		●	10km (5~10km)	
宮城県	●	7.5km		●	7.5km	
秋田県	●	7.5km		●	7.5km	
山形県	●	7.5km	森林地域が 15km以上	●	7.5km	森林地域が 15km以上
福島県	●	7.5km (5~7.5km)		●	7.5km (5~7.5km)	
茨城県	●	7.5km		●	7.5km	
栃木県	●	10km		●	10km	
群馬県	●	10km (6~10km)		●	10km (6~10km)	
埼玉県	●	5km		●	5km	
千葉県	●	7.5km		●	10km	
東京都	●	1km		●	1km	
神奈川県	●	5km		●	5km	
新潟県	●	7.5km		●	7.5km	
富山県	●	7.5km		●	7.5km	
石川県	●	10km (7.5~10km)		●	10km (7.5~10km)	
福井県	●	10km (7.5~10km)		●	10km (7.5~10km)	
山梨県	●	6km (4~6km)	10km (8~10km)	●	6km (4~6km)	10km (8~10km)
長野県	●	10km (7.5~10km)		●	10km (7.5~10km)	
岐阜県	●	7.5km		●	7.5km (5~7.5km)	
静岡県	●	10km (7.5~10km)		●	10km (7.5~10km)	
愛知県	●	7.5~10km		●	7.5m	
三重県	●	5km		●	5km	
滋賀県	●	7.5km		●	7.5km	
京都府	●	7.5m (5~7.5km)		●	7.5m (5~7.5km)	
大阪府	●	3km		●	3km	
兵庫県	●	10km		●	10km	
奈良県	●	7.5km		●	7.5km	
和歌山県	●	7.5km		●	7.5km	
鳥取県	●	10km		●	10km	
島根県	●	5km		●	5km	
岡山県	●	7.5km		●	7.5km	
広島県	●	5km		●	5km	
山口県	●	10km (5~10km)		●	10km (5~10km)	
徳島県	●	7.5m (5~7.5km)		●	7.5m (5~7.5km)	
香川県	●	7.5km		●	7.5km	
愛媛県	●	7.5km		●	7.5km	
高知県	●	10km (5~10km)		●	10km (5~10km)	
福岡県	●	5km		●	5km	
佐賀県	●	3.5km		●	3.5km	
長崎県	●	7.5km		●	7.5km	
熊本県	●	5km		●	5km	
大分県	●			●	7.5km	
宮崎県	●	5km		●	5km	
鹿児島県	●	6km		●	6km	
沖縄県	●	7.5~10km	10km	●	7.5~10km	10km
札幌市	●	5km	(3km)	●	5km	(3km)
仙台市	●	5km		●	5km	
さいたま市	●	2.5km		●	2.5km	
千葉市	●	3.75km		●	5km	
横浜市	●	3km (2.5~3km)		●	3km (2.5~3km)	
川崎市	●	第1種行為: 5km 第2種行為: 1~5km 第3種行為: 1km		●	第1種行為: 5km 第2種行為: 1~5km 第3種行為: 1km	
新潟市	●	5km		●	5km	
名古屋市	●	1km		●	1km	
京都市	●	3km		●	3km	
大阪市	●	3km		●	3km	
堺市	●	3km		●	3km	
神戸市	●	3km		●	3km	
広島市	●	3km		●	3km	
北九州市	●	5km		●	5km	
福岡市	●	3km		●	3km	

表-2 道路事業のアセスにおける標準(参考)項目

		大気環境										水環境										土壌環境その他の環境					自然環境			触れ合い										
		大気質	騒音	低周波空気振動／低周波音	振動	悪臭	気象	風害／局地風	ヒートアイランド現象	電波障害	電磁界／電磁波	水質	底質	地下水	水象／水循環	河川の変化	海泥の変化	流向・流速	潮流	水温／温排水	温泉／水利用	雨水排水	水生生物	地形・地質	土地の安定性	土砂流出	地盤／地盤沈下	土壌／土壌汚染	日照障害	植物	動物	生態系	樹林地／緑の量	景観	触れ合い活動の場	屋外レクリエーション地	身近な自然	地域及び文化		
都道府県条例	法	●	●		●						●													●					●	●	●	●		●	●					
	北海道	○	○	○		○			○		○	○									○				○			○	○	○	○	○		○	●	○	○			
	青森県	●	●		●		●		●		○	●	●	●							○			●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	○	○			
	岩手県	●	●		●						●													●	●		●	●	●	●	●		●	●	●					
	宮城県	●	●		●						●		●												●	●		●	●	●	●	●	●	●	●					
	秋田県	●	●		●						●			●											●	●		●	●	●	●	●	●	●	●					
	山形県	●	●		●						●													●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		
	福島県	●	●	●							●		●											●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	
	茨城県	●	●		●						●														●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	栃木県	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○										○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	群馬県	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○								○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	埼玉県	●	●	●					●		●			●										●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	千葉県	●	●		●	●	●	●			●		●												●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○										○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	神奈川県	○	○	○	○	○	○		○	△	○		○	○	○										○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	新潟県	●	●		●				○		●													●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	富山県	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	石川県	○	○	○	○	○					○	○	○								○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	福井県	○	○	○	○	○					○	○	○					○						○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	山梨県	○	○	○	○	○					○				○									○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	長野県	○	○	○	○	○					○	○	○	○										○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	岐阜県	○	○		○	○				○		○	○											○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	静岡県	○	○		○	○		○		○	○	○	○	○		○	○							○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	愛知県	○	○		○	○					○	○	○	○				○						○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	三重県	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○										○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	滋賀県	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○										○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	京都府	○	○		○	○					○	○	○	○											○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	大阪府	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○										○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	兵庫県	○	○		○	○					○	○	○	○											○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	奈良県	●	●		●						●													●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	和歌山県	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○										○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	鳥取県	○	○		○	○					○	○	○											○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	島根県	●	●		●						●													●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	岡山県	○	○	○	○	○				○		○	○											○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	広島県	●	●		●						●														●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	山口県	○	○		○	○					○	○	○												○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	徳島県	●	●		●						●													●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	香川県	○	○		○	○					○	○	○	○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	愛媛県	●	●		●						●												●			●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	高知県	○	○		○	○					○	○	○											○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	福岡県	●	●		●						●													●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	佐賀県	●	●		●						●													●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	長崎県	●	●	●	●						●													●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	熊本県	●	●		●						●													●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	大分県	●	●		●						●													●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	宮崎県	●	●		●						●													●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	鹿児島県	●	●		●						●													●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
沖縄県	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
政令指定都市条例	札幌市	●	●		●					●													●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	仙台市	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○									○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	さいたま市	●	●	●	○				●		●		●										●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	千葉市	○	○	○	○	○					○	○	○	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	横浜市	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○									○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	川崎市	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	新潟市	●	●		●						●													●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	京都市	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●										●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	大阪市	○	○	○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	○									○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
堺市	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○									○			○	○	○	○</											

環境負荷地										その他										環境影響評価項目数	
廃棄物等／廃棄物・発生土	温室効果ガス等／地球環境	エネルギー	大気・水質負荷	水使用／水資源	オゾン層破壊物質	その他科学物質	バイオハザード	酸性雨	熱帯雨林減少	歴史的文化的環境	歴史的文化的景観・町並み	史跡・文化財／歴史的文化的遺産	埋蔵文化財包蔵地	伝承文化／伝統文化	光害	コミュニティ施設	集落消失	地域分断	地域交通・交通安全	安全性	地震等の自然災害
●																					12
○	○																				21
●												●									21
●																					12
●																					15
●																					12
●																					13
●																					16
●																					12
○	○																				21
○	○				○								○	○							24
●	●											●	●								20
●	●														●						20
○	○	△			△	△	△					○	○					○	○	△	30
●																					14
○	○				○										○						29
○	○											○									22
○	○																				20
○	○		○																		19
○	○											○									19
○	○											○									20
○	○											○									23
○	○									○											18
○	○											○									21
○	○											○		○							23
○	○									○			○								20
○	○				○					○			○	○							26
○	○				○								○	○							22
●	○				○							●	●								14
○	○				○							○									23
○	○																				17
●	○																				12
○	○											○	○		○						23
○	○																				12
○	○																				17
○	○																				12
○	○																				17
○	○																				12
○	○																				13
○	○																				18
○	○																				12
○	○											●									13
○	○											●									16
○	○											●									13
○	○											●									13
○	○																				12
○	○									○											23
○	○									○			○								12
○	○											○	○								25
○	○											●	●		●		●	●			24
○	○												○					○	○	○	28
○	○												○					○	○	○	26
○	○																	○	○	○	28
○	○																				15
○	○																				25
○	○																				23
○	○									●		●						●	○		26
○	○				△					○		○			○	○		○	△	○	32
○	○				○							○									22
○	○																				22
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																				20
○	○																	</			

〔凡例〕

都道府県・政令市 : 道路事業の標準(参考)項目を規定(●)

都道府県・政令市 : 全事業種共通の標準項目のみを規定。道路事業等、事業種ごとの標準項目を規定せず。(○, △)

●: 道路事業の標準項目等。法アセスの道路事業の参考項目にもあるもの。

●: 道路事業の標準項目等。法アセスの道路事業の参考項目に無いもの。

○: 全事業種共通の標準項目等(道路事業としての標準項目等の規定無し)。法アセスの道路事業の参考項目にもあるもの。

○: 全事業種共通の標準項目等(道路事業としての標準項目等の規定無し)。法アセスの道路事業の参考項目に無いもの。

△: 標準項目等ほど優先度は高くないが、事業特性・地域特性を考慮して環境配慮を検討する項目。法アセスの道路事業の参考項目に無い。

表-3 条例アセス実施状況一覧

[illegible]

凡例 ○：技術手法に記載のある項目
●：条例アセスの標準項目で基本的事項の環境要素の項目 ●：条例アセスの標準項目でないが基本的事項の環境要素の項目
●：条例アセスの標準項目で基本的事項の環境要素でない項目 ●：条例アセスの標準項目でも基本的事項の環境要素でもない項目

※(9)-1の事例は、方法書は法アセとして実施し、その後計画変更に伴い条例アセに移行した。

※平成11(1999)年以降に評価書が公告された案件を整理

- 255 -

評価されることが一般的である。

条例アセスでは、15事業で、建設副産物ではなく「廃棄物」の名称で項目が選定されているが、その内容は法アセスの「建設副産物」と特に違いはなく、同様のものではあった。

c) 文化財

文化財は、環境基本法における環境の保全に関する施策の対象に該当せず、法アセスの基本的事項の環境要素にも挙げられていない。本来、文化財保護法や条例に基づいて保存・活用が図られるべきものである。

しかしながら、アセスの中で扱われることがしばしばあるのが実態であり、条例アセスでは37団体が標準項目等に掲げられている。

実施された16事業では、既往文献等の整理、文化財の位置と事業変更区域の重ね合わせ、教育委員会等へのヒアリング等を行い、事業による影響の有無等が判断されていた。

保全対策の検討において、1事業で、ある1地点の文化財（石碑）からの眺望の変化を低減するための緑化を実施することとし、その効果をフォトモンタージュで確認していた。このための費用は、当該事業での他3地点の検討を含め、約300万円と見積もられる。

文化財は、環境基本法で定義される環境保全の対象や、基本的事項の環境要素には該当しない。しかしながら、法においても環境以外の観点から当該事業を規律することは妨げられておらず¹⁾、条例アセスでは環境以外の観点からの影響評価も実施されているのが実態である。対象や手法は「景観」等と類似しており、事業者には特段の負担を強いていると直ちには言えない。

d) 温室効果ガス

実施された2事業のうち、予測については、1事業では工事中及び供用後の排出量を定量的に算出していたが、他の1事業では定性的に記述していた。保全対策として、2事業とも、工事中の排出抑制策のみを定性的に記述し、可能な限り低減されると評価するにとどまっていた。

温室効果ガスの削減に一層の取組が必要であることは議論を待たないが、道路からの排出量算出の考え方等が確立されておらず²⁾、評価が困難と言わざるを得ない。事業者は、項目や手法の選定において、先行するアセス以外の検討状況を把握し、それとの

整合が図られるかに留意する必要がある。

4. まとめ

本稿は、法アセスでは通常実施しないような項目選定や調査・予測・評価の手法が実施されている可能性のある条例アセスについて、実施状況を調査・分析し、道路事業者としての対応を検討した。

まず、全国の都道府県・政令市の条例アセスの制度を、法アセスと比較しながら整理した。手続はほぼ同様であるが、項目や手法の選定については、法アセスとは異なる様々な標準項目、標準手法等が示されていることが明らかになった。道路事業者は、該当する条例の技術指針等をよく把握して、対応を検討する必要がある。

次に、これまでほとんど把握されていなかった道路事業の条例アセスの実施状況について、平成11年以降に評価書等が発行された42事業において選定された項目等を一覧表に整理した。技術手法に掲載されていない（手法が一般化されていない）項目は延べ199項目実施されており、特徴的な項目として、実施の多い地下水、廃棄物、文化財、及び手法が未確立な温室効果ガスを抽出した。

それらの項目について、各事業で実施した内容を分析した。その結果、地下水で詳細な（定量的）予測手法を実施したが、不確実性が高いために事業実施段階で新たな調査が必要とされたケース、温室効果ガスで排出量の定量的な予測をしたものの定性的な抑制策の記述にとどまるケース等が見受けられた。道路事業者は、項目や手法の選定にあたっては、実施にすることによる費用と結果が見合うものとなるか、十分な検討が必要である。

謝辞：各地方整備局や都道府県、政令市には、事例の収集等にご協力いただきましたことに感謝致します。

参考文献

- 1) 環境庁環境影響評価研究会：逐条解説環境影響評価法，pp.244-247，ぎょうせい，1999。
- 2) 国土交通省，環境省（報道発表）：平成22年度高速道路無料化社会実験によるCO₂排出量の検討について，2010

(2011.8.8 受付)

Study on the State of Implementation of Road Environmental Impact Assessment Provided by Prefectural or Municipal Ordinances

Ryuji INOUE, Shinri SONE, Yuichiro YAMAMOTO and Shingo ANDO

We investigated rules of environmental impact assessment provided by prefectural or municipal ordinances(EIAO), and 42 road projects to which applied the rules, comparing with those provided by the Environmental Impact Assessment Law.

We identified some environmental items which are characteristic of EIAO should be treated carefully because interpretation of their results is still difficult, and so on.